

坂東市地域防災計画改定の概要

○主な修正項目

1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

(1) 避難勧告・避難指示の一本化

従来の避難勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方を包括的に見直した。

(2) 個別避難計画作成の努力義務化

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、個別避難計画作成を努力義務化した。

(3) 広域避難に関する事項

災害が発生するおそれがある段階での広域避難実施のための自治体間の協議等について明記した。

2 水防法の改正を踏まえた修正

要配慮者利用施設の利用者の洪水時等における円滑かつ迅速な避難のため、訓練を行うとともに、要配慮者利用施設から市への報告を義務化した。

3 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(1) 避難所における感染症対策

避難者の健康管理、避難所の衛生管理及び適切な空間の確保等の必要な措置を講ずるよう努めることとした。

(2) 避難所開設・運営訓練の積極的な実施

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施することとした。

(3) 被災自治体への応援職員等の感染症対策

応援職員等の健康管理及びマスクの着用等の徹底、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮することとした。

4 女性の視点を踏まえた修正

防災会議への女性委員の登用促進や、女性の視点に立った防災・減災のための人材育成を推進する。